

第10章 フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務

第1 概説

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布された。同法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合、業務委託事業者が特定受託事業者への給付の内容等の明示（同法第3条）を義務付け、特定業務委託事業者に支払期日の設定及び当該期日までの報酬の支払い（同法第4条）を義務付けているほか、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合、特定業務委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②報酬の減額（同項第2号）、③返品（同項第3号）、④買いたたき（同項第4号）、⑤物の購入強制・役務の利用強制（同項第5号）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）及び⑦不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第2号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告する旨（同法第8条）及び正当な理由なく勧告に従わない場合には命令を行う旨（同法第9条第1項）を定めている。

第2 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図るものであるところ、特定受託事業者に係る取引実態は業種によって様々であることから、各業種に関する取引実態を踏まえ、同法の施行に向けて政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項について検討を行うことなどを目的として、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催した。同検討会では、令和5年8月以降、7回にわたって検討を行い、公正取引委員会は、令和6年1月19日に「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書を公表した。

（詳細については令和6年1月19日報道発表資料「「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書について」を参照のこと。）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html



第3 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和5年度においては、合計6回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和5年度においては、職員を15回派遣した。

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る広報

(1) ポスター

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月に公布されたこと及び令和6年秋頃までに施行されることを広く周知することを目的として、特定受託事業者及び業務委託事業者向けポスターを作成し、事業者団体等に配布した。

(2) 動画

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する特定受託事業者及び業務委託事業者の理解を深めることを目的として、同法の内容を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル(<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>)に掲載し、配信した。

(3) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、ポスター、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A等を掲載した。